主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人海野普吉同鈴木秀雄の上告趣意(後記)は、要するに原審の専権に属する 証拠価値の判断を非難し延いて事実の誤認を主張するに帰し、刑訴四〇五条に該当 しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二一日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 栗
 山
 茂

 裁判官
 小
 谷
 勝
 重

 裁判官
 谷
 村
 唯
 一
 郎